

プルーンのスィーツスタンプラリーイベント事業委託業務仕様書

この仕様書は、佐久地域振興局佐久農業農村支援センター（以下「委託者」という。）が行う佐久地域特産果樹であるプルーンのスィーツスタンプラリーイベント事業の業務を委託するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 目的

佐久地域特産果樹であるプルーンとスィーツを掛け合わせたイベントを開催することにより、地域住民等におけるプルーンへの関心を高め、魅力発信を図ることを目的として本業務を実施する。

2 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと

- (1) 長野県財務規則(昭和39年長野県規則第8号)及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

3 委託期間

契約締結日から令和6年11月29日まで

4 業務内容及び実施時期

受託者は、プルーンのスィーツスタンプラリーイベントに関する、企画・広報・運営の一切を行うものとする。

- (1) 使用するプルーン品種
長野県オリジナル品種「オータムキュート」
- (2) 開催時期
「オータムキュート」の旬に合わせ、9月下旬から10月中旬の15日間程度
- (3) 参加店舗
委託者の指定する下記の5店舗とする（参加了承済み）
(①ピーターズ②ル・ポミエ③おうちでケーキシュシュ④ブレーメン⑤明正堂)
- (4) イベント開催方法
イベントについては、スタンプラリー形式（媒体は問わない）とする。また、予算内でスタンプラリー達成者への特典を設けること。
(スタンプラリー達成者は3店舗以上にてイベント対象菓子を購入した者とする。特典の対象人数、特典の内容は問わない。委託事業には特典の配布・発送等も含む)。
- (5) 企画・広報・運営
事業企画にあたっては、幅広い年代が参加しやすいこと、イベントが注目を集め消費者のイベント参加を促す広報（周知方法等）が効果的に行われること、イベントを通じて佐久地域のプルーンやスィーツへの関心が高まる企画内容であること。

イベントの広報等で使用する写真は、佐久農業農村支援センターから提供したものについても使用すること。

事業運営にあたっては、企画・広報・運営内容について参加店舗と調整を行うとともに、委託者と事前に内容について協議し、承諾を得た上で実施すること。

(6) アンケートの実施

スタンプラリー達成者に対してアンケートを実施し、イベントの効果と課題を把握する。

5 委託者への報告

受託者は事業実施計画書（任意様式）を契約日から15日以内に委託者へ提出すること。

6 成果品

受託者は、成果品として、次の事項を備えた委託業務完了報告書（任意様式）をイベント終了日から15日以内に、紙媒体2部または電子媒体により委託者へ提出すること。

- (1) イベントの日程、内容、菓子の販売数（各店舗）、スタンプラリー達成者数、特典配布対象者情報
- (2) 参加店舗、参加者へのアンケート結果
- (3) 実施状況写真
- (4) 製作物（印刷物等）
- (5) その他（イベントの内容に応じ依頼する場合がある）

7 業務上の留意事項

- (1) 個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (2) 事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
- (3) 制作物が他社の所有権や著作権を侵すものではないこと。
- (4) 本事業に関する所有権や著作権は、原則として佐久農業農村支援センターに帰属すること。
ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利については、受託者に留保するものとし、この場合、佐久農業農村支援センターは当該権利を非独占的に使用できるものとする。

8 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は個人情報の保護に十分注意し、流出、損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の遂行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 その他

- (1) 業務の性質上他業者に再委託しなければいけに業務及び効果の飛躍的な向上が認められるときは、業務の一部を再委託することができる。ただし、その際はあらかじめ委託者の承認を得ること。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- (3) 委託者は本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (4) 委託料または履行期間を変更する必要があるときは、受託者と委託者の協議の上、書面によりこれを定める。
- (5) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、委託者と協議しなければならない。
- (6) 本業務における成果物の所有権や著作権は、全て委託者に帰属し、委託者は連絡なく加工及び二次利用できるものとする。